

基本施策38 効率的で効果的な行政運営

(1) 行政改革の推進

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
きらら交流館検討・改修事業			平成13年に開館。青少年宿泊施設の位置づけであるため、教育委員会が所管しているが、すでに研修を伴わない宿泊も可となっているなど、観光施設としての側面が強い。また、入浴施設の給湯設備などが耐用年数を超過しており、更新の必要があることから、今後の館のあり方を検討、決定する。検討に当たっては、令和2～3年度にかけて基本計画の策定及び官民連携事業導入可能性調査を実施しこの調査結果を踏まえて今後の施設の方向性を決定する。	H30以前～ R8以降	7,500	企画課
公共施設再編検討事業 (個別施設計画の策定)			人口減少や少子高齢化の進行が予想される将来において、多様化、複雑化する行政サービスを適切・持続的に提供していくことができるよう、公共施設サービスに係る費用は必要最低限にする必要がある。そこで、長期的視点で市に必要な公共施設を判断し、統廃合も含めた施設再編の検討を行う。また、施設再編に伴う跡地について、サウンディング調査の実施など民間のノウハウを活用しながら、再利用を図る。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	企画課
行政改革検証事業			平成31年3月に策定した第一次行政改革プランの行動計画の各項目について、毎年度終了後に行政改革推進審議会を開催して、取組状況を検証することにより、審議会委員の意見を更なる取組推進につなげる。	H30以前～ R8以降	86	企画課
権限移譲推進事業			県が行っている事務のうち、市民に身近な基礎自治体(市)が事務を行うことにより、市民サービスの向上が見込まれる事務について、事務の移譲を受ける。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	企画課
指定管理者制度運用事務			指定管理者による施設管理により市民サービスの向上や施設管理経費の節減が望める施設について、適切な指定管理者を選定し、指定管理者に施設の管理・運営をさせる。令和元年度実施のモニタリングから、管理運営上の問題点や改善に向けた取組を指定管理者と施設所管課とが共有する様式を追加するとともに、指定管理者による1次評価を実施し、施設所管課による2次評価を行った上で評価内容のフィードバックを行い、業務内容の検証と改善を繰り返すマネジメントサイクルの促進を図ることとした。また、新型コロナウイルス感染症対策に大きく起因する収入の減少について、協定書に基づきリスク分担表の見直しを検討する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	企画課
職員提案制度の推進			行政運営全般について、所掌事務にとられない柔軟な視点からの職員提案を募集し、内容の優れたものを採用・実施することにより、市民サービスの向上に努める。 近年は提案件数が減少傾向にあることから、職員が提案しやすい環境をつくり、市民サービス向上・課題解決に役立つ事業、業務改善に積極的に取り組む意識が高まるよう、要綱の見直しを含め検討する。	H30以前～ R8以降	10	企画課
PPP推進事業			老朽化が進む公共施設が多く、更新や大規模修繕が避けられない中、持続可能な行政運営のためには、PPP/PFIを活用した民間のノウハウの導入と行政サービスの質の向上、効率化が有効である。今後、施設の整備等を行う場合には、従来型手法に優先してPPP/PFI手法の導入を検討するとする市としての方針を示し、あわせて具体的な案件について事業化検討に向けた一連の手続きを定める「優先的検討規程」を策定・運用することにより、庁内におけるPPP/PFI事業の推進を後押しし、ひいては行政サービスの質の向上、効率的な行財政運営の実現を目指す。	R2～ R8以降	101	企画課
市有地利活用及びエリアマネジメント等に係る官民連携事業			老朽化により解体が避けられない商工センターの今後のあり方について、商工会議所と建替えの検討時期にある山口銀行を官民連携による商工センター跡地利活用事業の検討パートナーとし、まちづくりの視点に立ったPPP(LABVを含む)活用による土地利活用等の検討に取組む。平成31年度は国の補助事業を活用し、調査業務を行い、今回の事業をリーディングプロジェクトとし、中長期的には他の遊休地等に連鎖的な事業を生み出すことを目指す。	R1～ R8以降	17,942	企画課

RPA及びAI-OCR導入・活用事業			他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすことができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R2～R8以降	1,760	デジタル推進室
スマートシティ推進事業			将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組みに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。	R2～R8以降	435	デジタル推進室
教育に関する事務の点検・評価にかかる外部識者活用事業			地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しているが、同条により点検及び評価に際し、学識経験者に意見を聴くものとされている。	H30以前～R8以降	18	教育総務課
埴生地区複合施設整備事業			埴生地区の地域コミュニティの拠点として、埴生中学校の南側の敷地に、公民館・支所・児童クラブ室を統合した複合施設を整備する。 今年度は、移設後の埴生公民館解体工事完了後、周辺家屋の事後調査を必要に応じて実施する。 【事業期間】平成28年度から令和4年度 鉄骨造平屋建 【延床面積】1,297.22㎡	H30以前～R4	7,200	社会教育課

(2) 適正な組織体制の確立

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費(単位:千円)	担当課
職員採用事務			地方公務員法第17条、18条に規定する市職員の採用事務。計画的な職員採用により、組織の状況に応じた人員配置を行い、組織の活性化に繋げる。また質の高い職員を採用することにより、住民サービス向上を図る。	H30以前～R8以降	1,067	人事課
職員採用事務(臨時)			地方公務員法第17条、18条に規定する市職員の採用事務。より人物重視の採用試験を実施するため、面接官の面接技術を向上させる必要があることから、定期的に面接官研修を実施し、組織の活性化に資する職員採用を行う。 山口きらめき企業の魅力発見フェア(Jobフェア)へ参加して当市の魅力を発信することにより採用試験受験者数を増加させ、優秀な人材の採用を目指す。	H30以前～R8以降	70	人事課
人事異動事務			人事評価、自己申告書、人事ヒアリング等の結果を参考に、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握することで組織の状況に応じた適正な人材配置を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	人事課
定員管理計画策定事業			令和2年5月に公表した市定員管理計画(旧定員適正化計画)について、今後の公務員制度改正の状況や、地方分権の進展に伴う権限委譲等の動向、事務事業の民営化、公共施設の再編、組織・機構改革、早期退職者等の補充を行うための調整など、情勢の変化を考慮しながら、令和6年度までの間に見直しを行っていく。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	人事課
人事給与システム構築・運用事業			現行の人事給与システムは、平成27年度に更新し、更新から5年が経過しており、システムの保守期限が終了するため、国の職員給与制度の動向等を踏まえたうえで、システムの利便性、機能性に加え、コスト効率を比較検討しながら、サーバーの庁舎内設置、クラウド化等の運用方法を検討し、当該システムの構築及び安定稼働を行う	H30以前～R8以降	3,571	人事課

(3) 職員の資質の向上

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
庶務事務システム導入事業			庶務事務システムの導入を行うために令和3年度に債務負担行為を設定し、機能要件の検討、システム構築を行い、検証期間を経て令和4年10月からの運用開始を目指す。 職員の休暇を含む勤怠管理や各課から提出された特殊勤務手当、時間外勤務手当の入力・確認作業に給与担当者が毎月、多大な時間を要し事務処理を行っている。また、紙の届出用紙への押印も事務の効率化の妨げとなっている。それらを解消する手段として、新たに庶務事務システムを導入してICT(情報通信技術)を活用し、入力の自動チェック機能、電子決裁機能等による事務処理の効率化を図り、職員の負担の大幅な軽減を図ることで働き方改革の推進を目指す行政改革に取り組むことを目的とする。	R3～R8以降	ゼロ予算	人事課
職員研修事業			地方公務員法第39条に規定する義務事業。 職員の資質向上を図り市民サービスの向上に資するため、山口県ひとつくり財団が実施する研修へ職員を派遣するほか、庁内研修を実施する。また、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、日本経営協会など、外部研修機関が実施する研修へ派遣する。	H30以前～ R8以降	1,662	人事課
職員研修事業(臨時分)			外部講師を招聘し、「協創」によるまちづくりのため、令和3年度は課長級職員研修を実施する。 職員の意識改革を行い、協創によるまちづくりを行うためには、市役所だけでなく、市民を巻き込んだ行政運営が必要であり、そのためには過去の慣例や習慣にとらわれない柔軟な対応が求められることから、職員の意識を変えるための研修を実施する。	H30以前～ R8以降	3,736	人事課
人事評価制度事業			地方公務員法の改正により、平成28年度から全職員を対象に人事評価が義務化されたことから、平成27年度から全職員を対象に試行実施しているが、今後、職員の人材育成と組織の活性化に寄与することを最大の目的として実施し、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として本格的に活用していく。	H30以前～ R8以降	755	人事課
不当要求行為等防止対策研修事業			不当要求行為に対する、職員研修を行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	生活安全課
(4) 行政サービスの向上						
事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口県市町共同電子申請推進協議会負担金負担事業			本市では、山口県市町共同電子申請推進協議会による電子申請サービスを共同利用しており、国が推し進めるマイナンバーカードを用いたマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの導入については、この電子申請サービスに機能を追加することでサービスの提供が可能となっている。	H30以前～ R8以降	819	情報管理課
行政情報オープン化事業			統計及び行政情報のオープンデータ化により、官民における新たなサービスの創出を支援する。オープンデータは、二次利用が容易に可能となるExcel形式又はCSV形式として、市ホームページと県カタログサイトに公開する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	情報管理課
マイナンバーカード等交付関連事務委任事業(経常)			番号法の施行により、平成27年10月から個人番号が付番・通知され、以降、出生等の届出の際に未付番者にも新たに個人番号が通知されている。また、平成28年1月から希望者にはマイナンバーカードを交付している。初回交付は無料であるが、紛失等した場合は手数料を徴収し再交付する。市町村の事務負担の軽減や費用の抑制の観点から、地方公共団体情報システム機構がカード発行等関連事務を一括して行い、その費用に相当する金額を支払う。	H30以前～ R8以降	15,405	市民課
マイナンバーカード等交付関連事務委任事業(臨時)			番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合に、市の窓口にて記載事項の書き換えを行う必要がある。 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定している。	R2～ R8以降	3,559	市民課

マイナンバーカード申請支援事業			令和2年8月末現在、本市の個人番号カードの保有率は約16.6%である。総務省は、令和4年度中に国民の90%がマイナンバーカードを保有する指針を示しており、本市では約5万人分の個人番号カードの取得を推進することになる。申請用の写真を撮影、オンラインにて申請するまでを支援することで、番号カードの取得推進を図る。	R2～R4	2,876	市民課
ワンストップサービス事業 (有帆・本山郵便局特定の証明発行サービス事業)			平成13年12月から地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律が施行され、市が発行する住民票等の証明書発行取次ぎ業務が指定郵便局で開始された。本市では、平成15年6月から本山郵便局、平成21年11月から有帆郵便局でこのサービスを開始し、2年ごとに取扱期間の延長についての協定を議会の承認を得て締結し、継続して事業を行っている。	H30以前～R8以降	231	市民課
公園通出張所事務事業			市民課関係業務や市の公金収納業務、その他市の申請受付など多岐にわたる業務を取り扱っている出張所である。人口密度の高い小野田地区の中央に位置し、須恵・小野田地区の方の利用が多く、総合窓口的な業務を行っている。	H30以前～R8以降	179	市民課
厚陽出張所事務事業			公民館業務と兼ねて市の公金収納業務と市民課関係の証明書交付業務を行う出張所である。	H30以前～R8以降	317	市民課
証明書コンビニ交付事業			マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R1～R8以降	12,563	市民課
コンビニ交付システムのバージョンアップ事業			2021年5月移行に向けて、キオスク端末新機種設置に伴う試験および現在接続を予定している証明書交付センターシステム更改による次期証明書交付センターシステムとの接続を可能とするためには、サーバ側のバージョンアップが必要なため、この改修を行い、接続試験を行うための試験支援を委託する。	R2～R3	384	市民課
証明書等自動交付事業			市民課では、令和2年度になってから通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多い。 窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進が考えられる。コンビニ交付は本市において令和2年2月25日から取扱いを開始している。 地域未来構想20に掲げられる3密対策、行政IT化、防災IT化等社会的な環境整備を進めていくうえで、マイナンバーカードの普及促進は必要不可欠であり、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みを早急に進めていかなければならない。 そこで、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、コンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R3～R5	8,995	市民課
申請書作成支援事業			市民課では、令和2年度になってから通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多い。 現在、窓口での申請は、目的ごとにそれぞれ申請書等を記入しなければならないが、これも混雑の一因と考えられる。申請書作成支援システムは、マイナンバーカードや運転免許証に格納されている情報を利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができ、様々な様式にも対応可能である。今後、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれることから本システムを導入する。	R3～R5	3,592	市民課
南支所運営事業			南支所は市の南部に位置し、特に本山・赤崎・須恵(南部)地区の身近な市行政窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。	H30以前～R8以降	969	南支所

植生支所運営事業			植生支所は市の西部に位置し、特に植生・津布田地区の身近な市行政の窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。	H30以前～ R8以降	918	植生支所
支所等運営事業			市民の利便性確保のため、総合窓口としての行政サービスを提供する。また、災害時等には情報収集に当たり、被災状況の把握を行う。	H30以前～ R8以降	1,643	地域活性化室
旅券の発給に関する事務			旅券事務は、一般旅券の発給の申請受理、申請者の身分上の事実確認、一般旅券の交付、記載事項の変更、査証欄の増補、一般旅券の紛失及び焼失の届出受理、旅券の返納等を行う。	H30以前～ R8以降	361	パスポートセンター
IC旅券用交付窓口端末機更新事業			現在使用しているIC旅券用交付窓口端末機は耐用年数5年を超過し、保守契約延長は出来ないため更新する。	R3～ R3	614	パスポートセンター
総合事務所窓口業務			主に山陽地区の行政ニーズに対応するため、各種の申請・届出等の受付や各種税(料)の収納などの業務を行う。また、山陽地区全域の地籍図分間図を申請により閲覧を行う。	H30以前～ R8以降	994	市民窓口課
マイナンバーカード申請支援事業			総務省は、令和4年度中に国民の90%がマイナンバーカードを保有する指針を示しており、本市では約5万人分の個人番号カードの取得を推進するため、申請時の写真撮影、オンライン申請支援などによりマイナンバーカードの申請・交付の増加を図る。	R1～ R8以降	3,607	市民窓口課

基本施策39 健全な財政運営 (1) 財政の効率的運営

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
実施計画策定事業			平成30年3月に策定した第二次山陽小野田市総合計画において、基本構想と基本計画を定めている。基本計画で示した施策を具体的に達成する手段として、3年間を計画期間とする実施計画を定め、具体的事業を示し、評価を行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	企画課
行政評価実施事業			個別の事務事業についてPDCAサイクルにおけるチェック・確認作業として行政評価を行うことにより、事業内容・事業手法又は事業そのものを見直すとともに、翌年度以降へ向けた効率的かつ効果的な事業運営を行い、総合計画における将来都市像の実現へつなげていく。 また、行政評価を公表することにより透明性の高い行政運営を行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	企画課
実施計画及び行政評価改良事業			第二次山陽小野田市総合計画の将来都市像の実現に向けて、計画的な行政の推進と効果的な事業の選択が必要である。そのため、実施計画及び事務事業評価を行う仕組みについて、他市の事例を研究するとともに研修に参加し、実施計画や行政評価の研鑽を深め、改良していく。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	企画課
予算編成事務			実施計画に基づき事業の選択と集中に努め、「最少の経費で最大の効果を上げる」予算編成を行う。 また、健全財政を堅持するため、各種財政指標の推移を注視し、長期的な視野に立った計画的な予算編成に努める。	H30以前～ R8以降	292	財政課
地方債償還事業			実質公債費比率の推移を注視しながら、地方債の発行に際しては、交付税算入額を考慮し、単年度の公債費が過大とならないよう努める。	H30以前～ R8以降	3,412,825	財政課
基金積立事業			健全な財政運営を行うため、財政調整基金・減債基金については、最終的な積立目標額を50億円(標準財政規模の概ね30%)とし、財政基盤の強化に努めることとしている。なお、短期的には、大型事業の推進状況や、工場設置奨励金の支給、新型コロナウイルス感染症防止対策などに一般財源の支出が予想され、限られた予算の範囲内で積立を行っていきたい。	H30以前～ R8以降	46,215	財政課

一時借入金利子償還事業			日々の資金繰りの中で、歳計現金の不足を補うため、一時借入を行っており、借入日数に応じ、その利息を支払うものである。	H30以前～ R8以降	3,000	財政課
公金総合保険加入事務			市で取り扱う公金について、火災・盗難等の損害に備え、公金総合保険に加入するものであり、保険への加入にあたり、毎年度「2月末の住基人口数×1.96円」を保険料として支払っている。	H30以前～ R8以降	122	財政課
補助金交付の見直し事務			団体運営補助を中心に、その補助金の有用性・必要性を見極め、統一的な基準に基づく審査・検証を行い、補助金交付の適正化を図る。 (平成20年1月に統一的な基準を策定)	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	財政課
新地方公会計推進事業			平成27年1月、総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」により、平成29年度までに固定資産台帳整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成を要請された。これに基づき、平成29年度中に統一的な基準による財務書類の作成、公表に向けて取り組むとともに、平成30年度以降は作成した財務書類を活用し、説明責任の履行や財政の効率化・適正化に取り組む。	H30以前～ R8以降	785	財政課
市有財産評価事業			公共事業用地の取得や市有地の売却等を円滑に進めるため、市内の土地価格等の均衡を図り、適正な土地評価を行うため、市有財産評価審議会を開催し、価格を決定する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	土木課

(2) 自主財源の確保

事業名	重点施策	スマイル エイジン グ	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 (単位:千円)	担当課
法人市民税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適切な賦課を行うため、事業年度終了後2ヶ月以内に提出される法人市民税の申告書を精査し、申告納付額の調定を行う。また県税事務所からの通知に基づき更正決定を行う。	H30以前～ R8以降	255	税務課
軽自動車税賦課事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、随時提出される軽自動車申告書を精査し、当該年度の4月1日現在の所有者を確認し、軽自動車それぞれの税率に応じて賦課決定を行う。	H30以前～ R8以降	551	税務課
市たばこ税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適切な税額決定を行うため、売り渡した月の翌月末までに提出される市たばこ税申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	H30以前～ R8以降	68	税務課
入湯税申告納付事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者から毎月15日までに提出される入湯税納入申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	H30以前～ R8以降	68	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(土地)			原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。分合筆等異動のあったものについては、土地の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて10月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	H30以前～ R8以降	879	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(家屋)			原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行う。ただし、新築・滅失等の異動のあったものについては、家屋の現況調査を賦課期日(1月1日)に向けて6月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	H30以前～ R8以降	481	税務課
固定資産税・都市計画税 賦課事務(償却資産)			償却資産の所有者から、毎年賦課期日(1月1日)現在の償却資産の状況について1月末日までに申告があり、提出された申告書に基づき増加資産、減少資産のデータ入力を行い、3月末日に価格を決定し、賦課する。	H30以前～ R8以降	469	税務課
固定資産(土地)総合鑑定 評価業務			3年に1度の固定資産(土地)評価替えに伴う標準宅地の不動産鑑定士による鑑定評価・路線価の算定及び地価の変動に伴う毎年度の時点修正業務を行う。	H30以前～ R8以降	9,911	税務課

GIS固定資産データ更新事業			平成18年度に導入した地理情報システム(GIS)は、平成24年度以降毎年土地の分合筆のデータ更新を行っており、毎年の変動に応じて情報を更新する。これにより市内全域の土地・家屋情報の把握が迅速かつ容易になっている。なお、航空写真と重ねることにより、資産の位置関係の把握、立ち入りの難しい土地の推測、実際の使用状況に応じた区分けの目安、滅失建物の同一性確定等、非専門職である事務職員が少人数で事務を遂行するにあたり、適切で公正な賦課業務を遂行するにあたり不可欠な資料兼ツールである。また、窓口における市民の自己財産に関する問合せにおいて、市民の理解をスムーズに得ることが出来、市民に対する課税説明の満足度においても貢献している。	H30以前～R8以降	1,994	税務課
山陽小野田市限定ナンバープレート事業	3-(1)		市限定ナンバープレートを原動機付自転車につけてもらうことで「走る広告塔」として多方面へのアピールを行う。また、希望者に本市の特色あるナンバープレートを交付することで、更なるシビックプライドの醸成を図る。	R1～R8以降	51	税務課
帳票類アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～R8以降	7,748	税務課
収納管理業務			納税環境を整備し、市税の納期内納付を推進し、滞納発生の抑制を図る。また、滞納発生後の迅速な財産調査・滞納処分(差押)の執行、正確な担税能力の把握により、早期の滞納解消を目指す。	H30以前～R8以降	86,787	税務課
差押財産公売事業			市税滞納者所有で、市が差押えている動産、不動産を公売し、公売代金を滞納額に充てる。公売にあたっては、ヤフー株が運営するインターネット公売を活用する。これにより、広く公売の情報を知らしめ、差し押さえた不動産の落札額がより高価になることが期待できる。公売を実施するには、公売価格を算定する必要があるため、不動産の鑑定を依頼する。また、ヤフー株にシステム利用料(落札額×0.03×1.1)を支払う。	H30以前～R8以降	498	税務課
地方税共通納税システム対応事業			納税者は、複数の地方団体の地方税を一括して納税でき、地方団体は、納入済通知書の代わりに納付情報を電子データで受け取ることができるシステムに対応する事業。このシステムは、eLTAXの電子申告等システムの一機能として位置づけられている。このシステムが導入されると、①納入済通知書ではなく、データファイルの形式で届く。②金融機関の口座に入金されている税金が口座振込形式で入金されるようになる。	H30以前～R8以降	314	税務課
企業版ふるさと納税PR事業			平成28年の地域再生法の改正により、市が申請し、内閣府の認定を受けた地域再生計画で計画している事業について企業から寄附を受けることができる(地方創生応援税制)。地方創生の取組充実を目指し、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用するため、計画認定を受けるとともに、企業訪問を行い、対象事業をPRし、寄附の受入による自主財源の確保を目指す。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
ふるさと山陽小野田創生事業			「山陽小野田市ふるさと支援基金」に積み立てているサポート寄附金(ふるさと納税)を寄附者の寄附目的に応じた事業の財源として活用する。	H30以前～R8以降	155,170	企画課
クラウドファンディング事業			寄附金の使用目的を明確にすることで、寄附をしようとする方に本市の事業により共感を持っていただき、寄附を促す手法として「クラウドファンディング」を導入する。	R2～R8以降	ゼロ予算	企画課
広告掲載推進事業			自主財源を確保するため、市有財産に民間企業等の広告を掲載する。現在本庁舎の広告付き庁舎案内板のほか、市民課前、山陽総合事務所、市民病院、子育て総合支援センター(スマイルキッズ)に広告モニターを設置している。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
使用料・手数料の見直し事務			公共施設における利用者負担の適正化や自主財源の確保を目的として、施設の維持管理経費等を踏まえた使用料となるよう、単価等の見直しを行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	財政課

公用車広告掲載事業			公用車を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	財政課
市有財産売却事業			市有財産管理運用指針に基づき、遊休資産として利用見込みのない普通財産の売却や貸付等により自主財源の確保を図るとともに必要な整備を行う。また、将来的に未利用となることが想定される公共施設についても、発生が想定される時点から活用方針の検討など対応に取組む。	H30以前～ R8以降	800	財政課
ふるさと山陽小野田応援事業			本市では、平成20年7月からサポート寄附金(ふるさと納税)を募り、自主財源の確保に努めている。平成28年度から更なる自主財源の確保及び地域経済の活性化等を目的として、寄附者に対して返礼品を送付するとともに、納付方法の簡素化(クレジット払い)を行い、寄附者の意欲増進や利便性の拡大に努めている。 寄附注文件数及び寄附金額が大幅に伸びてきており、令和3年度は、前年度に引き続き、受発注業務を専門事業者へ委託するとともに、複数のポータルサイトに掲載し、更なる寄附金額の増額を目指す。なお、総務省告示第179号(令和元年6月施行)において、募集に係る経費の上限額が規定されたため、事業者への手数料が増加する分、展示会やイベントへの出展及びパンフレットの製作は行わない。	H30以前～ R8以降	131,111	シティセールス課
ふるさと支援基金(サポート寄附)積立事業			サポート寄附金(ふるさと納税)について、翌年度以降、寄附者の目的に応じた事業に充当するため、当該寄附金をふるさと支援基金に積み立て、受け入れたサポート寄附金を適切に管理する。	H30以前～ R8以降	260,000	シティセールス課

基本施策40 市政への市民参画の推進

(1)市民参画の機会づくり

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費 (単位:千円)	担当課
市民意見公募(パブリックコメント)制度の活用			市の基本的な計画や条例などの策定に際し、その目的、内容、市の考え方などを公表して、広く市民等から意見を募り、その内容を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	企画課
まちづくり懇談会業務			市政に広く市民の意見を取り入れ、今後の市政執行の参考とするため、市内の団体からの申込を受けて、テーマに沿って意見や情報を交換する。	H30以前～ R8以降	13	生活安全課
要望・苦情処理業務			市民・団体から本市の行政に関わる要望・苦情等を積極的に受け入れ、業務改善や行政施策に反映させるとともに、回答が可能な相手方に対しては、市長名で回答している。	H30以前～ R8以降	12	生活安全課
市民相談業務			市民を対象に、職員による市民生活相談を行う。相談内容によって、担当課・他の機関・弁護士相談等を紹介し、紹介できないものについても、可能な範囲で支援に努める。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	生活安全課
法律相談業務(弁護士)			市民の抱える法律問題の解決への糸口とするため、弁護士による無料の法律相談事業を実施する。	H30以前～ R8以降	528	生活安全課
法律相談業務(司法書士)			最近の弁護士・司法書士相談の傾向として、相続、土地問題が多く、最終的に登記に繋がる案件が多数を占めるため、弁護士による法律相談とは別に司法書士による法律相談を実施することによって、市民のニーズへの対応が可能となっている。	R3～ R8以降	72	生活安全課

(2)市政情報の発信

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費 (単位:千円)	担当課
-----	------	-----------	------	------	---------------------	-----

ホームページを活用したまちの魅力発信事業		知守	ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、日進月歩のこの業界においてバージョンアップ等に対応する。利用しやすい、役に立つホームページとなるようその機能を最大限に活用し、発信情報の充実を図る。また、スマホ世代にあった情報発信を考え、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。迅速な情報提供や情報更新によって、まちの魅力を積極的に継続的に発信し、シティセールスを推進する。	H30以前～ R8以降	623	シティセールス課
広報紙発行事業		知守	市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	H30以前～ R8以降	14,527	シティセールス課
広報紙発行事業(臨時分)		知守	市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。近年、製紙代、インク代などの印刷コストが高騰しており、平成25年度からページ単価が増加している。今後もコストの高騰が予想されるが、広報紙はまちの「今」を市民に届ける貴重な伝達ツールで、市民と行政の協働によるまちづくり基盤の構築という重要な役割がある。分かりやすく読みやすい広報紙となるようページ内容を精査したうえで、臨時的経費として広報印刷製本費を計上する。	H30以前～ R8以降	4,241	シティセールス課
広報活動記録事業			ネットワークハードディスクは、広報編集用のデータ共有機材として使用するほか、市内外で行われるイベント等の写真・映像データを後世に残す保存用機材としても使用している。保存方法については、R3年度から、保存容量に制限があるハードディスクから制限のないクラウドサービスに変更する。	H30以前～ R8以降	88	シティセールス課
広報活動アンケート事業			シティセールスを推進していく上で情報発信は重要であるが、情報発信に伴う広報効果を測る方法として、定点観測となる市民アンケート調査を実施する。市広報媒体に接触しているだけでなく、接触していない人に対しても調査しなければ意味がないため、郵送調査を行うことが最も簡単な調査であり、高齢者層まで調査が可能である。市民の関心事、市政情報の入手経路、広報活動の評価等を調査し、今後の広報活動に反映させる。 また、ホームページやフェイスブックについては、Googleアナリティクスやフェイスブックインサイトといった無料解析ツールを活用し、ページへのアクセスや投稿への反応等を分析する。	H30以前～ R8以降	160	シティセールス課
市政情報発信事業		知守	市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(テレビ、ラジオ、新聞等)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。	H30以前～ R8以降	327	シティセールス課
市政情報発信事業(コミュニティFM)			市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、コミュニティFM局スマイルウェーブを活用し、主にイベント、募集などをパーソナリティーが読み上げるシティインフォメーション(1回10分週7回)を放送する。また、市職員とパーソナリティーがスタジオに入り、トーク形式で伝えるオリジナル番組(1回30分週1回)を放送する。	H30以前～ R8以降	4,650	シティセールス課
広報紙編集用機器リース事業			広報紙の編集について、DTP(デスクトップパブリッシング)等をリースにて導入し、シティセールス課において編集する。文章や写真、イラストなどのレイアウトを職員が考え、DTPソフトを使ってデザインし、印刷データを作成する。複合機は、記者発表のFAX送信や報道機関との連絡調整などの市政情報発信に活用するほか、広報紙の試し刷りをカラー印刷で行っている。これらの機種は、業務時間の短縮を実現し、業務効率化に寄与するものである。	H30以前～ R8以降	1,101	シティセールス課

県央連携都市圏域「ナナシマチ」魅力発信事業			県央連携都市圏域における「圏域情報発信プロジェクトチーム」として実施する事業。7市町のイベントや地域資源の魅力や、市ホームページや地域情報誌「サンデー山口」や「サンデー宇部・山陽小野田」を活用して情報を発信し、交流を促進する。 FM山口のラジオ番組を活用した情報発信では、交流促進に資する圏域情報を圏域内外に発信するとともに、山陽小野田観光協会が認定した名産品をリスナープレゼントとして提供することによって、市の魅力発信を行う。	R1～ R8以降	16	シティセールス課
フェイスブックを活用したまちの魅力発信事業		知守	フェイスブックの特性である拡散性、即時性を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい、「本市のファン」を増やす。平成31年3月、職員が利用する際のルールを定めた「市ソーシャルメディア・ガイドライン」を、対外的に示す市の運用方針を定めた「市ソーシャルメディア・ポリシー」を策定した。今後もSNSを積極的に活用した情報発信を行う。	H30以前～ R8以降		ゼロ予算 シティセールス課
市政説明会運営事務			市の将来や市民生活に重大な影響のある事項について、市民に情報を提供し、共有するため、事前に各地区に出向き、市の方針を説明する市政説明会(開催主体が市。担当課で行う説明会を含む。)を開催する。	H30以前～ R8以降		ゼロ予算 生活安全課
出前講座運営事務		知守	市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	H30以前～ R8以降	12	生活安全課
みんな de スマイルトーク運営事務			協創によるまちづくりを展開していくために、まちづくりに繋がる専門的知識や経験に基づく幅広い意見を把握する必要があることから、市長と対象団体が対話をする。	H30以前～ R8以降		ゼロ予算 生活安全課

基本施策41 広域連携の推進

(1) 広域連携の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費(単位:千円)	担当課
広域圏連携事務事業(山口県央連携都市圏域推進協議会)			連携中枢都市(山口市・宇部市)と近隣5市町で構成する山口県央連携都市圏域(平成29年3月協定締結)は、定住人口の増加・維持を図り、地域全体の活性化につなげるため、山口県央連携都市圏域ビジョンに基づき、広域連携の下、事業に取り組んでいる。この取組のため、山口県央連携都市圏域推進協議会、同幹事会において協議を行っている。	H30以前～ R8以降	6	企画課
広域圏連携事業(宇部・美祢・山陽小野田市広域連携協議会)			3市で構成する宇部・美祢・山陽小野田市広域連携協議会において、行政の広域的な取組を図るため協議会を開催し、会長及び事務局を2年度ずつ持ち回ってきたが、近年は休止状態である。一方で、平成29年3月に本市は山口市・宇部市と連携協約を締結し、7市町による山口県央連携都市圏域が発足しており、3市はいずれも参加している。よって、今後の3市での協議会の取扱いについて、関係市で協議する必要がある。	H30以前～ R3	ゼロ予算	企画課